

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（404））
2. 日時：平成29年10月4日 14時40分～18時50分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全調査官、宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、
津金安全審査官、穂藤保安規定係長、土野技術参与

（地震・津波研究部門）

福西技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：参与（安全技術担当） 他15名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「隣接事業所敷地に関する審査案件等への対応」及び「ブローアウトパネルに関する対応方針」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<隣接事業所敷地に関する審査案件等への対応>

- 隣接事業者敷地での火災により影響がある防潮堤の火災防護対策及び防火帯に関して、これまで審査会合及びヒアリングで再三指摘しているが、原電が隣接事業所敷地の管理をどの範囲まで強制力をもって管理できるのか法的な根拠も含めて整理して説明すること。
- 他事業者敷地における管理について、当該事業者と原電で合意文書を取り交わすとしているが、当該文書で担保する管理の内容を明確に示すとともに、法的拘束力を整理して提示すること。
- 防潮堤への熱影響を防止するための植生管理について、防潮堤の何を守りたいのか明らかにした上で、植生管理だけで十分なのか整理して提示すること。
- 可搬型設備保管場所等を配置する箇所について、現在は隣接事業所の所有地だが原電の敷地として管理するとしているが、当該箇所を原電の敷地とすることを時期も含めて整理して説明すること。
- 防潮堤の火災防護対策について、止水ジョイント部だけでなく防潮壁全体への影響を考慮して整理して提示すること。
- 防火帯内側の敷地内に設置する隣接事業所連絡通路における外部火災対策について、特別な管理は不要であり運用により対応するとしているが、当該通路が防火帯と防潮堤に挟まれている状況を踏まえて、改めて管理方法について

整理して提示すること。

- 使用済燃料乾式貯蔵建屋の竜巻防護対策について、車両が衝突しても当該建屋の遮へい機能は維持されるとしているが、万一当該建屋が損傷した場合は速やかに補修するとした竜巻防護対策の基本方針を提示すること。
- 東海第二の竜巻防護対策の条件を踏まえて、設計飛来物との関連で使用済燃料乾式貯蔵建屋に対して車両を飛来物として想定した考え方を整理して説明すること。
- 使用済燃料乾式貯蔵建屋に車両が衝突することにより貫通及び裏面剥離が生じないのか整理して提示すること。
- 使用済燃料乾式貯蔵建屋への車両衝突について、建屋外壁へ衝突し屋根面には衝突しないと想定していることの根拠を整理して説明すること。

<ブローアウトパネルに関する対応方針>

- 内部溢水における蒸気影響評価について、ブローアウトパネル開放枚数変更に伴う解析等への影響を整理して提示すること。
- 竜巻防護対策で閉止するブローアウトパネルの枚数の考え方について、整理して提示すること。
- 主蒸気配管の破断時においてブローアウトパネルを開放させる設計について、ブローアウトパネルが確実に開放するとしている根拠を整理して説明すること。
- ブローアウトパネルを固定しているクリップの設計方針を整理して提示すること。
- ブローアウトパネルについて、建設時における設計思想を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 隣接事業所の敷地に係る対応について（審査会合における指摘事項への回答他）
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））
- ・ 東海第二発電所 ブローアウトパネルに関する対応方針について